解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二日

高知県高知市土居町九番一三号
特例財団法人上野ドレスメーカー女学院
清算人　鎌田　振吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二日

長崎県諫早市永昌町六番二三号
社団法人長崎県あん摩マッサージ指圧師会
清算人　山口　薫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二日

長野県上田市舞田四九七番地一〇
特定非営利活動法人親和
清算人　森　章子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市大字村木沢五二九番地、最後の住所山形市大字門伝一七〇三番地二
被相続人　亡　二瓶　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

山形市七日町三丁目五番二一号　アンソレイエ・アビタシオン二階
相続財産管理人　弁護士　手塚　孝樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市桜木町四四八五番地、最後の住所山形県米沢市桜木町三番三五号
被相続人　亡　加藤しげよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

事務所山形県米沢市金池二丁目八番八号
相続財産管理人　弁護士　木村　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市渋川字二本柳七六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　服部　嘉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

事務所福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号
相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡苅田町大字与原六七六番地一、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町大字大形五四番地一
被相続人　亡　高城スマ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

茨城県土浦市文京町一五番四号礎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉岡　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市由良町一五六二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　橋本　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

群馬県太田市新井町五一七番地六オオタコアビル六階せせらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市連島町連島一三九一番地、最後の住所岡山県倉敷市連島町連島四五九番地
被相続人　亡　三宅　武昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

岡山県倉敷市福田町浦田二四六五番地五
相続財産管理人　森保　眞一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市青柳五丁目四五番、最後の住所埼玉県草加市青柳五丁目四五番三七号
被相続人　亡　渡邉　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

東京都港区愛宕一丁目六番七号愛宕山弁護士ビル七〇五号青山正喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青山　正喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京府南多摩郡加住村谷野七七六番ロ号地、最後の住所不詳
被相続人　亡　内田髙五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区石町二丁目二一番地、最後の住所大阪府守口市寺方本通二丁目二番地一
被相続人　亡　西岡　正雪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市子八三番地、最後の住所新潟県十日町市川治一四二八番地一
被相続人　亡　関口　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

新潟県十日町市子八三番地
相続財産管理人　関口　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋吉新町七〇番地、最後の住所富山県富山市秋吉新町六番二一号
被相続人　亡　若林　秀丸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

富山県富山市丸の内一丁目六番九号
相続財産管理人　澤江　幸行

第42期決算公告

平成21年9月2日　北九州市八幡東区枝光二丁目5番19号

株式会社八光商事

代表取締役　米田　正之

貸借対照表の要旨

（平成21年3月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	58,361,663	流動負債	17,103,175
固定資産	1,072,124,262	固定負債	950,217,893
有形固定資産	1,071,818,661	株主資本	178,188,857
無形固定資産	305,601	資本金	10,000,000
投資その他の資産	15,024,000	利益剰余金	168,188,857
		利益準備金	4,000,000
		その他利益剰余金	164,188,857
		（うち当期純利益）	（9,909,291）
資産合計	1,145,509,925	負債・純資産合計	1,145,509,925